

# 普光寺村久兵衛行倒一件

— 村役人のついたウソ —

小柳 義男

## 一 はじめに

たまたまインターネットで「水内郡」と検索すると、群馬県立文書館（群馬県前橋市）の「信州旅人病死埋葬依頼」がヒットした。

それは、同館のインターネット講座すてつぷ・あつぷ！「ぐんま古文書ゼミナール」に公開された文書の写真（釈文付）で、天保十年（一八三九）、普光寺村（現長野県上水内郡飯綱町普光寺）の久兵衛が上州群馬郡元惣社村（現群馬県前橋市元総社町）で行倒れ、病死した一件に関するものであった。

著者の住む地域に関係する人物であったので興味を惹かれ、同館のサイトから所蔵文書目録の検索を続けると、ほかにも関連しそうな文書が含まれていた。当地には伝わっていない文書であるため、詳細な内容を知るべく同館を訪ね文書を閲覧してきたので紹介し、当地の資料からわかることを若干補足し内容を検討してみたい。

はじめに紹介するのは公開されていた文書で、元惣社村からの知らせによつて久兵衛の死を知った普光寺村（東組）の庄屋官蔵らから、元惣社村役人であつて差し出された書状である（旧元総社地区文書・群馬県立文書館所蔵）。

## 二 普光寺村久兵衛行倒一件

（一）普光寺村役人から上州元惣社村役人への返信  
（包紙上書き）

天保十亥年二月

信州水内郡普光寺村

倒死人久兵衛一件書物

一札之事

一當村百姓久兵衛亥六十歳并悴寅吉亥十歳

右之者女房死去之後、田地家財等賣拂、国々

神社佛閣参詣之心願ニ而、去々年中家出仕候

然ル處、此節其御國ニ而病死致し候所、以御深切を遠路

之處以飛脚為御知被下、何共忝仕合ニ奉存候、何

卒其地之御作法ニ而御葬被下度奉願候、尤親

類等も無之候間、悴事ハ其御方ニ而何方へ成とも

御仕付成被下度、是又奉願入候、万事御厄介

之段、以参御礼可申上之所、打續凶作之砌、殊遠

路之儀故、以書面御報申上候、何分右之段御聞

濟被下様、一同奉願上候、以上

天保十亥年二月廿日

本多豊後守領分

信州水内郡普光寺村

久兵衛

組合 藤右衛門<sup>㊦</sup>

百姓代 佐五兵衛<sup>㊦</sup>

組頭 六右衛門<sup>㊦</sup>

庄屋 官 蔵<sup>㊦</sup>

上州群馬郡元惣社村

御役人中

文書のあらまは以下の通りである。

・当村（普光寺村）百姓久兵衛、亥の年（天保十年）六十歳、悴寅吉、亥の年十歳の二人は、（久兵衛の）女房の死後、田地・家財を売り払い、先々年諸国の神社仏閣参詣の旅に出ました。

・（その久兵衛が）上州で病死したことを、ご親切に、また遠路にもかかわらずご連絡いただき誠にありがとうございます。ついては、元惣社村の作法によって葬ってくださるようお願いいたします。

・普光寺村には、親類等の身寄りがないので、寅吉の身が立ち行くよう、どこへなりともお世話をしてくださるようお願いいたします。

・いろいろご厄介をおかけしたので、お伺いしてお礼を申しあげなくてはならないのですが、打ち続く凶作にくわえ遠路ですので書面をもってお知らせします。

・右の件（「其地之御作法ニ而御葬被下」、「悴事ハ其御方ニ而何方へ成とも御仕付成被下」）についてご承知いただけますよう、村役人一同のお願いであります。

普光寺村の久兵衛（六十歳）が、寅吉という十歳になる息子連れて

出た旅先で病死してしまったのである。

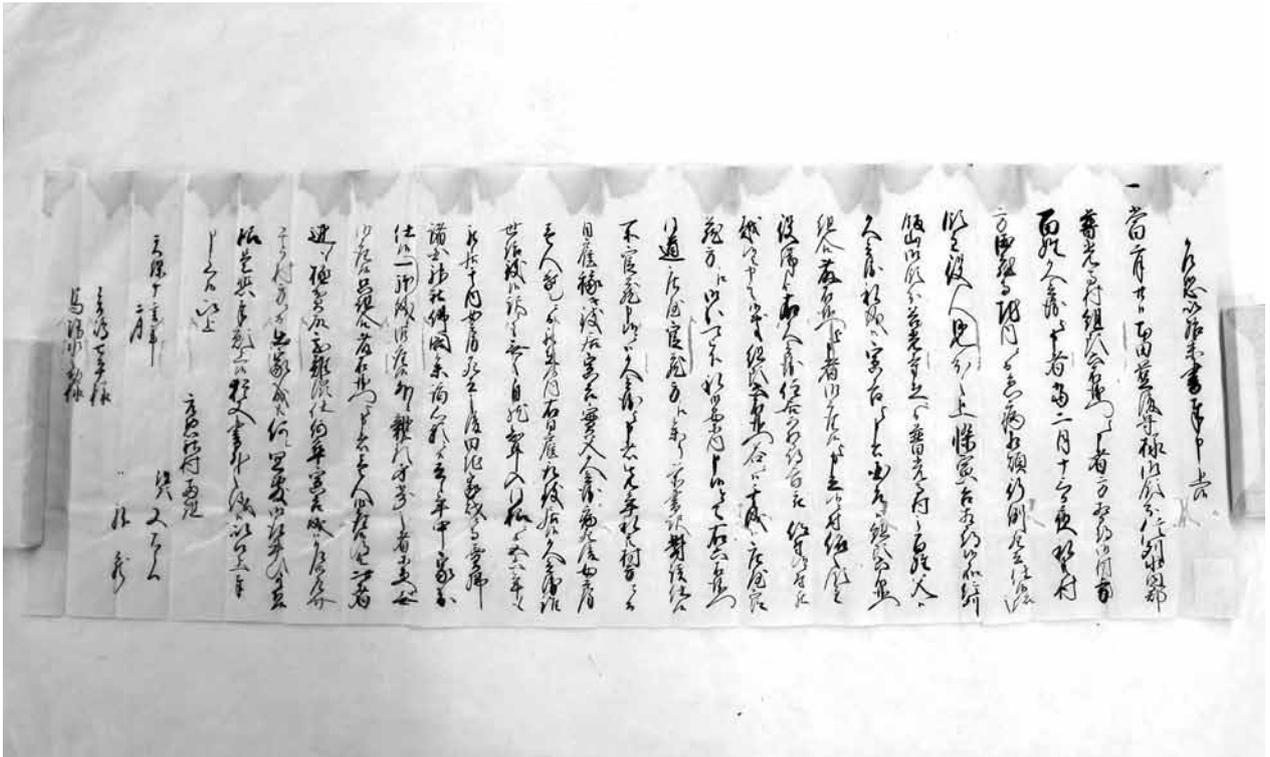
このような行倒れ人はたびたびあったようで、五人組帳にその対処法を示している。幕府領柏原村（現上水内郡信濃町）の享和三年（一八〇三）「五人組前書御條目」<sup>(1)</sup>には「行倒之者有之候ハ、名主・組頭立合、委細相改所持之雜物合対断置、死骸其所を不替、番人附置早速注進可仕候（後略）」と記されている。普光寺村と同じ飯山藩領でも、替佐村（現中野市）の嘉永七年（一八五四）の「五人組改帳」<sup>(2)</sup>に「往還之旅人又者、郷中江参り煩候坎怪我仕候節者、先方江送り届ケ可申候、若快気難成様子ニ御座候ハ、乞食・非人之類ニ而茂在所等委細承り届ケ、早速御注進申上御差図受可申候、相果候ハ、弥以御注進可申上候（後略）」と記されている。

在所が確認できれば、その死を知らせていたようで、豊野町誌には、宝暦八年（一七五八）四月二十日、越後国蒲原郡茅野山村（現新潟市江南区亀田）の母子が伊勢参宮の途中、浅野村（現長野市）で病死したため、浅野村は平蔵というものを越後茅野山村まで派遣して母親の死亡を知らせてやったと記されている<sup>(3)</sup>。元惣社村と同様な対応をしていたのであった。

久兵衛が亡くなった元惣社村は、当時高崎藩（八万二千石）松平右京亮領であった。上野国府・総社神社の所在地にあり、上野国の中心として栄えた。中世には長尾氏が蒼海城に拠り、当地方の中心であった。慶長年間秋元長朝が植野勝山に新城を築き、城下町を設営し、新城を総社城として以降、当地は元総社の名をもって呼ばれるようになった。寛政五年（一七九三）の村明細帳によれば、田一九町六反余、畑一一五町八反余、家数三〇八、人数は男六八二・女五六〇。明治一〇年（一八七七）頃には田四七町四反余、畑一二四町九反余、家数二九九、人数は男五八二・女六〇一であった<sup>(4)</sup>。

続いて紹介するのは、先の文書と一緒に括られていた文書である。

文書（写真一）は、元惣社村両組の組頭から領主役人あてに差し出され



写真一 乍恐以始末書奉申上候

たもので、普光寺村の組頭六左衛門と庄屋官蔵を尋ねて聞き取った内容が記されている。

(二) 普光寺村で聞き取ったこと

乍恐以始末書奉申上候

一 當二月廿日、本田豊後守様御領分信州水内郡

普光寺村組頭六右衛門と申者方相尋、御村方

百姓久兵衛と申者當二月十三日夜私共村

方徳藏寺地内ニ而急病相煩行倒死去仕候、依之

領主役人見分之上、悴寅吉相尋候処、信州

飯山御領分善光寺在(元か)ニ而普光寺村之百姓、父ハ

久兵衛私成ハ寅吉と申者、国元ニハ組頭六右衛門

組合藤右衛門と申者御座候と申立候ニ付、依之領主

役場方右久兵衛住居可相被尋旨、被 仰付候ニ付罷

越候と申上候處、組頭六右衛門答ニハ其儀ハ庄屋官

蔵方江御出可被下、私御案内申候とて右六右衛門

同道、庄屋官蔵方江参り前書訳対談仕候

所、官蔵申候ニハ久兵衛と申者、先年私共村方ニ而

日雇稼キ致居、寅吉實父久兵衛病死後女房

老入暮シニ而罷在候内、右日雇取致居候久兵衛誰

世話致候訳ニも無之、自然聳入同様ニ而五六年も

罷居、其内女房死去之後、田地家財等賣拂

諸国神社佛閣参詣心願ニ而、去々年中家出

仕候、一躰儀ニ御座候、外ニ親類身寄之者等更ニ無

御座候、只組合藤右衛門と申者老入御座候得共、此者

迎も極貧故甚難渋仕、何卒寅吉成ハ、乍御厄介

其之村方ニ而、出家成共何レ宜敷御取斗可被下候

様、是悲奉願上候、猶又書外之儀ハ口上奉  
申上候、以上

元惣社村両組

組頭 又右衛門

弥 蔵

天保十亥年

二月

矢嶋七平 様

馬場永之助様

文書のあらましは以下のとおりである。

①今年（天保十年）の二月二十日、本田（本多）豊後守様御領分（飯山藩）  
信州水内郡普光寺村の組頭六右衛門というものを尋ねて、次のことを伝  
えました。

- ・普光寺村の久兵衛と申す者が二月十三日、私ども元惣社村の徳蔵寺地内  
で急病のため亡くなったので、領主役人に確認していただきました。
- ・息子の寅吉に尋ねたところ、「信州善光寺のはずれにある飯山御領分普  
光寺村の百姓で父は久兵衛、私は寅吉と申す者」、「国元（普光寺村）に  
は、組頭六右衛門、組合（五人組か）藤右衛門と申者がおります」との  
ことでした。
- ・領主の役所より、久兵衛の住まいを尋ね確認してくるよう申し付けられ  
たので参りましたと伝えたところ、組頭六右衛門は、「その件なら庄屋  
の官蔵方までおいでいただきたい。私がご案内します。」との答えでした。
- ・六右衛門と一緒に庄屋官蔵方へ出かけ、（再び）これまでのいきさつを  
伝えました。

②官蔵の話では、久兵衛と申者は、先年まで、私共の村で日雇稼ぎをして  
おったものに間違いないとのことでした。

（お尋ねの久兵衛は）寅吉の實父久兵衛が病死後、女房が一人暮しをし  
ておりましたところ、日雇稼ぎで暮らしていた（同名の）久兵衛が誰か  
世話をしたというわけでもなく、自然と聳入同様になり五、六年も一緒  
に暮らしていました。

そのうち、女房が病死したので、田地や家財等を売り払い、諸国の神  
社仏閣参詣をこころざして、去々年中（おとし）家を出ていったとい  
うことです。

・（寅吉には）外に親類や身寄りの者がおりません。組合の藤右衛門と申  
者が一人おりますが、この者も大変貧しく生活に困っております（です  
ので、寅吉の面倒は見られません）。どうか寅吉は元惣社村の皆様でお  
世話をいただき、出家させるなりどのようなにでもよろしくお取り計らい  
願いたいとたつての頼みでありました。このほかのことは、口頭でお伝  
え申し上げます。

普光寺村でのやりとりなど詳細で、村に出かけた者は元惣社村の村役人  
と綿密に打ち合わせていたものと思われる。

この文書から、久兵衛の亡くなった日（二月十三日）や場所（徳蔵寺地  
内）を知ることができた。また、父久兵衛の名や普光寺村の組頭六左衛門、  
組合藤右衛門の名は寅吉から聞きだしたこともわかる。

さらに、久兵衛は寅吉の実父ではなく、実父（やはりを久兵衛を名のる）  
の死後、寅吉の母親と聳入同様の状態になり、五、六年も一緒に暮らして  
いたこと。寅吉には身寄りの者がおらず、組合（五人組か）の藤右衛門も  
極貧の者であるので、元惣社村で寅吉の面合をみてほしいと頼まれた等の  
事情が記されている。

使いの者は、二月十三日に亡くなった久兵衛の故郷を二十日に訪れてい  
る。死後七日目には、上州前橋（元惣社村）から普光寺村まで訪ねている  
のである。この間の最短コースは、前橋―渋川―中之条―大笹（嬬恋村）

―鳥居峠―仁礼(須坂)―小布施―普光寺かと思われるが、距離は一三〇kmほどあるので四日前後にかかる<sup>(6)</sup>。使いの者が出立したのは十六・七日と思われ、元惣社村役人が迅速な対応をしていたことがわかる。

久兵衛が亡くなった徳蔵寺は、功叡山蓮華院と号し、天台宗。上州の総社である総社神社境内の東に隣接しており、現在総社神社との間は広い墓地となっている。文明三年(一四七一) 足利義政の祈願所として建立されたと伝える。往時は寺中七ヶ寺があり、幕府より朱印一六石が与えられたと伝わる。往時は寺中七ヶ寺があり、幕府より朱印一六石が与えられたという。慶長十二年秋元越中守が総社城を築くにあたり徳蔵寺を総社に移して光蔵寺と称した。このとき寺中七ヶ寺のうち四ヶ寺も移したという。爾来、徳蔵寺は名のみとなっていたが、明治六年に元の地に再建されたという<sup>(7)</sup>。久兵衛が急病を煩った場所が「徳蔵寺境内」でなく「徳蔵寺地内」と表記されているのはそのような事情を物語っているのかもしれない。

久兵衛が神社仏閣参詣を心願に出立したという官蔵の言葉が事実であるなら、久兵衛は徳蔵寺地内に隣接する総社神社を参詣した(しようとした)のではないか。

元惣社村の文書からわかるのはこれまでである。普光寺村に残る文書で何かわかることはないだろうか。

### 三 村役人がついたウソ

#### (一) 普光寺村の概略

久兵衛の故郷である普光寺村は、ほぼ飯綱町の中央部にあり、町役場のある牟礼の集落とは鳥居川を挟んで立地している。町の中央を流れる鳥居川の左岸(北側)にそったわずかな平地と、火山噴出物によって鳥居川が堰き止められ、一帯が湖となったとされる時期<sup>(8)</sup>を経てその後形成された段丘上の平坦面に普光寺の集落や耕地が広がっている。背後は信濃町

との境をなす山地(丘陵)となっており、鳥居川に向かって南下がりの斜面となる。段丘上の集落からは、眼下に矢筒山や牟礼の集落、目を転じると飯縄山から四阿山、志賀の山々まで眺望できる。

集落内の標高五四五<sup>(9)</sup>前後の所を倉井用水(堰)が、標高五四〇<sup>(10)</sup>前後の所を普光寺用水が流れ、背後の山腹の標高六一〇<sup>(11)</sup>前後のところを芋川用水が流れる。三本の用水は江戸時代初期には掘削されており、集落の南には水田が広がる。飯山藩の穀倉地帯であった。

普光寺村の村名が初めて確認できるのは、鎌倉幕府が嘉暦四年(一二二九)に諏訪上宮の五月会及び御射山の頭役を定めた文書である。そこに「(十番五月) 会分 黒河福王子長沼下浅野郷豊後左京進入道跡」と記されている<sup>(12)</sup>。

村名は性空山普光寺に由来すると伝えられている。同寺の寺伝は、「創建、正暦元年僧性空開山、往古天台宗にして、古跡大伽藍の地、その跡字鐘山に顕然たり。その後寺領本村一円を領す。故に寺号を以て村名と為す。後治承の役によって大いに衰う。永正年間矢筒の城主島津秀長大いに修理を加え又振う。天文五年僧貞雲浄土宗に転ず(後略)」と記す<sup>(13)</sup>。

天保五年(一八三四)の「信濃国郷帳」<sup>(14)</sup>には、普光寺村は高一〇二八石六斗四升三合と記されている。大村であるため、当時は東西二つの組に分かれており、それぞれ庄屋がいた。官蔵は東組の庄屋で、近隣の村々を代表しての訴訟やめごとなどの扱人(仲裁人)としてたびたび名がみえる人物である。

#### (二) 村役人のついたウソと背景

先の文書で、藤右衛門が「此者迎も極貧故甚難渋仕」と記されていたのは、いささか疑問を感じた。というのも嘉永二年(一八四九)には藤右衛門は百姓代を務めているので<sup>(15)</sup>、有力な百姓の一人ではないかと思っただからである。しかし、持高を知る手掛かりがなく結論を出せなかった。

その後、いびづな歴史ふれあい館に寄贈された窪田武志家文書（旧普光寺村原）をみなおしたところ「甲天保十五年 辰御年貢取附帳 十一月吉日 庄屋官蔵」と表書きされた文書<sup>(12)</sup>が確認できた。ここに官蔵組（普光寺村東組）内の三組（舟久保組・東組・原組）七三名の持高と越石（普光寺西組、牟礼村民らの所有地分）二八名の持高が記されていた。天保十年から五年後の記録ではあるが十分参考になろう。同書をもとに官蔵組の村人の持高をまとめると次のようになる。

四十石以上は舟久保組の庄屋官蔵と官蔵死去の後に庄屋となる原組の権左衛門の二人。四十石未満二十石以上の持高は東組の八右衛門一人。

二十石未満十石以上の持高の者が一七名。藤右衛門（東組）はこの中に含まれ、持高は一四石五升二合で全体の九番目であった。

十石未満五石以上の持高が一名、五石未満一石以上の持高が三〇名、一石未満の持高が一二名となる。

「此者逆も極貧故甚難渋仕」と記されていた藤右衛門は、五石未満の者が全体の半数以上いる中で、十四石余の持高があった。

この文書には、日雇い稼ぎをし、田地家財を売り払って村を出て行ったという久兵衛（東組）の名も記されていた。久兵衛名義の持高は「一畑三升七合五勺」と記されている。これだけでは到底生活できず、日雇いあるいは小作等で生活の糧を得ていたのであろう。

極わずかの土地であるが、売り払うといっても形式は質地証文を取り交わしたことであろうから、まだ質入れの期限が過ぎておらず久兵衛の名義が残っていたものと思われる<sup>(13)</sup>。

では村役人（官蔵）は、村でも上位の持高である藤右衛門を極貧故甚難渋と伝えたのだろうか。本来、父親を亡くした寅吉は、親類や普光寺村が責任をもって育てなくてはならなかった<sup>(14)</sup>。しかし、天保四年（地域によつては三年）から断続的に続いてきた凶作・飢饉のため村民も困窮して

おり寅吉を引き取ることができなかつたためウソをつかざるを得なかつたのではなからうか<sup>(15)</sup>。

村役人は村（と寅吉）のためウソをついたのである。文書に記された内容が必ずしも事実でないことを示す良い例がある。

『文化六年 公用御用留 小玉村』<sup>(16)</sup>は、文化六年（一八〇九）からの小玉村（現飯綱町小玉）御用留の内容を記したものであるが、折々の村に係わる記録も記されている。その中に、天保十二年の諏訪社（現諏訪大社）の奉加金について、次のような記述がみられる。

#### 上宮之事

一諏訪一ノ宮御祝御奉加之儀者、三拾疋之所帳面にハ金貳朱と

記し置候得共、金之所ハ三拾疋ニ御座候

天保十二年丑年五月十三日納ル

同定式御奉加ハ、三拾疋之帳面ニ而、金之所ハ貳拾疋ニ御座候

諏訪上社の奉加金は三拾疋（三百文）であったが、二朱（五百文）と記載したこと、例年の奉加金は二拾疋であるが、三拾疋と記載しているというのである。この場合の水増しは、他村への配慮等により両者（諏訪社側・小玉村）が承知の上で記載したはずである。諏訪社では実際の奉加金を記載した帳簿も作成していたのであろう。

飯山市誌には、天保四年の凶作の年に、検見の坪刈結果を虚偽報告した記録がみられる<sup>(17)</sup>。

「御見分、新田の坪、青刈一升八合五勺御座候得共、書上帳には一升五勺と書上げ、印形三人いたし申し候」

坪刈は、田地一坪の稲を刈りとり収量を検査したもので、その年の年貢高を決めるうえで重要な役割を果たしていたと思われるが、藩に報告するさい、その数値を四割余りも少なく報告したというのである。

二例とも、たまたま事実が書きとめられたので知ることができたが、そ

うしたことがなければ内容を文字通りに受け止めるであろう。

#### 四 寅吉のその後

寅吉のその後の行方が気になって、群馬県立文書館所蔵文書を「寅吉」をキーワードにして検索してみた。すると、「旧元惣社地区文書」の中に「落着一札之事（組頭勝造役介寅吉、元植野村定五郎役介縁組につき引取）弘化3年3月」と表記された文書（写真二）に行きあたった。

これは、久兵衛の悴寅吉に違いないと見当をつけ、文書館に出かけたおりに一緒に閲覧した。

#### 落着一札之事

一其御村組頭勝造役介寅吉当午ノ

拾七才、当村定五郎役介ニ其御村権兵衛

世話を以縁組引取申候、然ル上者当村人

別帳面載可申候旨、以後其村人

別御帳面御除キ可被成候、為後日仍而如件

松平大和守領分

元植野村

名主 弥兵衛<sup>印</sup>

弘化三丙午年

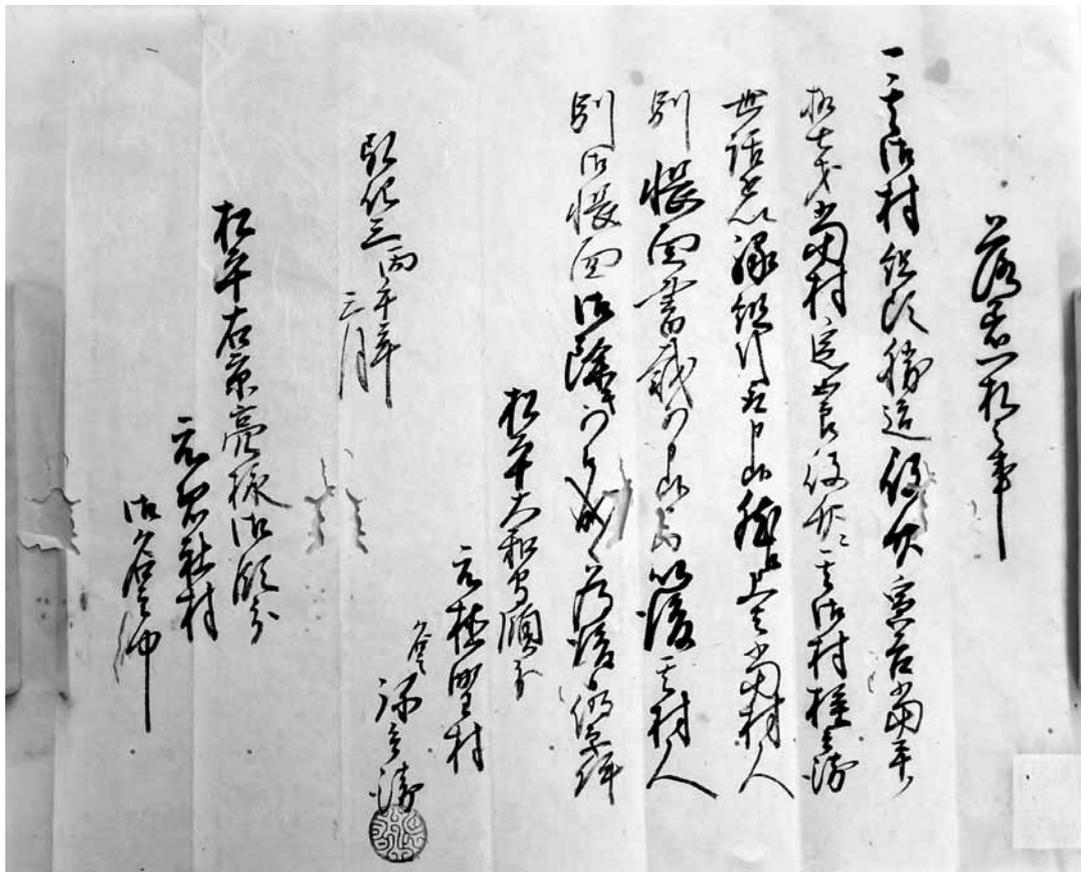
三月

松平右京亮様御領分

元惣社村

御名主中

弘化三年（一八四六）は、親久兵衛と死に別れた天保十年から七年がたつ



写真二 落着一札之事

ている。当時十歳の寅吉は十七歳になっているはずである。

手元に運ばれてきた文書に「寅吉当午ノ拾七歳」と記されていた。役介(厄介)者という境遇であることもあわせ、寅吉本人に間違いないと確信した。寅吉が無事成長していたのを確認し、ホッとすることができた瞬間であった。

文書は、元植野村名主弥兵衛から元惣社村名主に宛てたもので、そのあらましは以下のとおりである

・元惣社村組頭勝造の役介(世話)になっている寅吉、当年十七歳は、元惣社村権兵衛の世話(仲立ち)で、元植野村定五郎の役介(使用人か)になることになりました。

・この後は、元植野村の人別帳に載せしますので、元惣社村の人別帳から除いてください。後日の証拠としてこのとおり書き記します。

元植野村(植野村)は(前橋市総社町植野)利根川左左岸の村。当時武蔵国川越藩(十五万石)松平大和守領であり、前橋に置かれた陣屋の支配をうけていた。南に位置する総社町となりが元惣社村になる。

延享四年(一七四七)の村明細帳によれば、この時は幕府領で高四九〇石三斗余。田方五町四反余、畑方七七町七反余、新田高一五石八斗余、反別二町六反余、家数一〇七、人数男二六三、女二一三。明治十年(一八七七)頃の家数一五九、人数男三四三、女三五七。民業は「男農桑ヲ業トスルモノ百五十戸、女養蚕製糸ヲ業トスルモノ百五十人」と記され養蚕が盛んに行われるようになっていた。<sup>18)</sup>

文書の解読後、新たに寅吉を世話することになった「定五郎」を同館のシステムで検索(植野村定五郎)すると、「大谷典子家文書」のなかに大野屋定五郎、大谷定五郎と記される文書のあることがわかった。

この大谷定五郎が「定五郎」ではないかと検討をつけ、同家の文書目録をみていくと明治二一年三月の「不幸見舞帳 父定五郎88歳」にいきあたっ

た。大谷定五郎は明治二一年(一八八八)に八八歳で亡くなっているのので、弘化三年に寅吉を引き取った人物とすると、当時四二歳であったことになる。寅吉が存命なら六三歳。定五郎の悔やみに訪れた可能性が高いと考え、再度同館を訪れ文書を閲覧したが、残念ながら手元に運ばれてきた文書の中に寅吉の名は確認できなかった。すでに亡くなっていたのかもしれない。寅吉の所在を確認できる文書を見つけたものである。

## 五 まとめ

本稿で述べたことをまとめると以下のようなになる

- ① 上州元惣社村に残った文書(旧元総社地区文書)から、天保十年普光寺村久兵衛が元惣社村で病死した一件のあらましを紹介した。
- ② 普光寺村の文書から、元惣社村の文書に記された普光寺村の久兵衛や庄屋官蔵、組頭六右衛門、組合藤右衛門の所在、持高を確認できた。
- ③ 久兵衛と一緒にいた倅寅吉の世話をめぐって、普光寺村役人は久兵衛には身寄りの者がなく、組合の藤右衛門も「極貧故甚難渋」しているのので普光寺村では面倒をみられない。元惣社村で世話をしてほしいと返答しているが、藤右衛門は村では上層に属する百姓であった。「極貧故甚難渋」というのは、村役人のついたウソと判断せざるを得ない<sup>19)</sup>。
- ④ 村役人のウソは、打ち続いた天保期の凶作・飢饉により村全体が疲弊していたことも関係していたものと思われる。
- ⑤ 寅吉は、元惣社村組頭勝造の役介になり成長していた。七年後、今度は元植木村(植木村)定五郎の役介になることとなった。

日頃、目にしている古文書にも記されていない(記さなかった)事情が隠されているのかもしれない。それを確かめるには、他の文書と突き合わせて内容を確認することが必要になる。比べられる文書がたくさんあればよいのだが現状はそうはいかない。群馬県立文書館のように所蔵文書

の検索システムの普及が進めばその手助けとなろう。当館においては、いまだ地域に残る文書の所在確認や文書目録作成が課題であるが、いつの日か所蔵文書の検索システムを整えたいものである。

旧元総社地区文書の掲載にあたっては、群馬県立文書館にご配慮いただいた。同文書の翻刻に際して、高野清氏をはじめ、飯綱郷土史研究会古文書解読会の参加者の協力を得た。ともども記して感謝申し上げる。

注

- 1 柏原町区誌編纂委員会一九八八『柏原町区誌』
- 2 長野県史刊行会一九七五『長野県史近世史料編第八卷(一)北信編』  
「嘉永七年三月 水内郡替佐村五人組改帳」
- 3 豊野町誌刊行委員会一九九〇『豊野町の歴史』(豊野町誌2)
- 4 平凡社一九八七『群馬県の地名』「元総社村」
- 5 冬季は積雪のため通行が困難になるが、天保十年二月二十日は西暦に換算して一八三九年四月三日であることから通行できたように思われる。
- 6 前橋市教育委員会一九七一『文化財調査報告書第2集』同書によれば、徳蔵寺が移転した後も寺内の放光院が残っていたという。
- 7 長野県埋蔵文化財センターの調査によれば、その時期は約2〜4万年前ごろという。
- 8 中野亮一二〇〇九『西四ツ屋遺跡・表町遺跡』長野県埋蔵文化財センターほか
- 9 信濃史料刊行会一九五四『信濃史料第五巻』  
普光寺は古くは福王子と表記された。
- 10 三水村誌編纂委員会一九八〇『三水村誌』「寺院」  
飯山藩が領内の寺社の由緒等を調べた天和二年(一六八二)の記録に

は、「京都知恩院末 普光寺村普光寺 古跡大伽藍地、其基址于今顯然、往昔者真言密宗之由、三百年來漸零落、百廿余年以來戦国之時分終大破、中興明曆三丁西浄土専念宋(宗) 忠西法師再興(後略)」と記されている。信濃史料刊行会一九七六『新編信濃史料叢書十四巻』「寺社領并由緒書」

- 10 『新編信濃史料叢書第十一巻』一九七五 信濃史料刊行会
- 11 嘉永二年、寛文十一年の普光寺村田方御検地帳水帳を写した帳面の末尾に「百姓代藤右衛門 組頭吉郎次 庄屋権左衛門(後略)」とある。  
窪田武志家文書 いびづな歴史ふれあい館蔵
- 12 窪田武志家文書 いびづな歴史ふれあい館蔵
- 13 質入れの年季について「替佐村五人組改帳」(注2に同じ)は次のように記す。  
「従前々被仰渡候通り、田畑永代売買一切仕間敷候事、年季者十ヶ年ヲ限り証人を立て、名主・五人組為加判慥成証文ニ而売買可申候(後略)」
- 14 寅吉のような百姓の子が孤児になったときの対応について「替佐村五人組改帳」は次のように記す。  
「百姓之子幼少ニ而親ニ別レ百姓仕義不罷成候而、親類并名主・組頭・五人組・長百姓立合家財帳ニ印形仕置、親類之内慥成者吟味仕為致証文預ケ置、為賄其子成人次第ニ無相違為渡可申候、如何様之小百姓ニ而茂、為私漬し不申可成程ハ救可申候(後略)」
- 15 天保の飢饉の状況については各地に記録が残る。近隣では、柏原町区誌(注1に同じ)に、柏原村徳左衛門が記した『諸事書留覚』が掲載されている。詳細に記録されているが一部を抜き書きしておく。  
天保四年「春来不順気：田畑大不作困窮と相成、人氣騒々敷、米穀・塩等も大高直」  
天保五年「春来順気宜敷雪も二月十五日迄ニ不残消申候、作立も早ク田

畑十分稲穂杯八重徳咲申候」(この年は豊作であった)

天保六年「当年も兎角不順気作方不熟平均六分作也畑は大違作」

天保七年「巳ノ年(天保四年)同様、春来不陽気ニ而冷氣：巳年同様大凶作ニ相成」

天保八年「今年も土用中雨天冷氣作方不熟田地は平均六分位牟礼坂上此辺は式分位」

うち続いた凶作のため、各地で暴動・一揆が発生したが、当地でも天保八年十二月に「飯山騒動浅野事件」と称される百姓一揆が起こっている(西原三郎一九七二『実説 信州飯山騒動』)。

16 飯綱町役場文書 いいづな歴史ふれあい館保管

17 金井清敏一九九三『飯山市誌』「天保の飢饉」飯山市誌編纂委員会

18 平凡社一九八七『群馬県の地名』「植野村」

19 本稿で触れた以外にも、久兵衛は本来に「神社佛閣参詣」に出たのかという疑問も感じている。久兵衛らの身元は寅吉の証言がなければわからなかった。久兵衛は手形をもっていなかったのである。正式な旅であるなら手形を所持しないはずがない。久兵衛が村を去った天保八年はとりわけ凶作の年だったともいわれており、生活に困窮し夜逃げをした可能性もある。